

和歌山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会  
会議録

日 時 平成29年2月16日(木) 10時00分～  
場 所 和歌山市あいあいセンター 3階 第3会議室

出席者：委員 8名

担当課等 こども未来部長 子育て支援課  
保育こども園課 こども総合支援センター

1 開会

2 会長あいさつ

会 長： この分科会の進行係を務めさせていただきます。時間が限られている中ですので、先生方それぞれのお立場からご意見よろしくお願ひします。

3 こども未来部長あいさつ

部 長： みなさまおはようございます。本日は、お忙しい中、児童福祉専門分科会にご出席いただきありがとうございます。また、平素は児童福祉行政に多大なご尽力いただきますこと、この場をお借りしてお礼申し上げます。

少子化や核家族化が進む中で、女性の社会進出、経済状況による共働き世帯の増加など、子育てを取り巻く環境は、時代の流れとともに大きく変化しています。こうした現状に対して、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために、「子ども・子育て支援事業計画」に基づいた具体的な事業の実施や「和歌山市認定こども園整備計画」を遂行し、児童福祉を含む子育て支援から良質な学校教育・保育の推進に努めているところです。

本日は、公立保育所の閉園及び幼保連携型認定こども園への移行に伴う私立保育所の廃止などに関するご報告をさせていただきたいと思ひます。本市の次世代を担う子どもたちのため、どうぞ活発なご意見・ご提言をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、委員の皆様方の今後ますますの発展とご健勝をお祈りし、私の挨拶とさせていただきます。

4 委員紹介

## 5 議題

### (1) 和歌山私立保育所の閉園について

会 長： それでは会議次第に基づいて進めさせていただきます。まず、議題1 和歌山市立保育所の閉園について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 保育こども園課です。和歌山市立保育所について、資料1の表にあります3園を、和歌山市立認定こども園整備計画に基づき閉園とする予定です。今福保育所、河西保育所、雑賀保育所の3つです。なお、今福保育所、雑賀保育所に入所している児童は、幼稚園から移行する予定の幼保連携型認定こども園愛徳幼稚園に希望した場合、入所する予定です。以上です。

会 長： この議題について、ご質問はございますか。

《質問なし》

会 長： ありがとうございます。では、議題2に進めさせていただきます。幼保連携型認定こども園への移行に伴う私立保育所の廃止についてについて事務局から説明をお願いします。

事務局： はい、引き続き保育こども園から説明いたします。表の中にあります4園について、各園から幼保連携型認定こども園への移行に伴う保育所の廃止をしたい旨の申請がありましたので、和歌山市としましても、廃止の承認をする予定です。その4つの園というのが、こひつじ保育園、しょうぶ保育園、ひまわり保育園、むつみ保育園です。以上です。

会 長： ありがとうございます。みなさまご意見等いかがでしょうか。

委 員： 受入の人数はどのようになっていますか。

事務局： 現在のコひつじ保育園の人数は270人で、認定こども園に移行することに伴って定員が306人になります。しょうぶ保育園は、認定こども園に移行することに伴って、160人の定員を200人の定員になる予定です。続きまして、ひまわり保育園ですが、現在120人の定員が認定こども園に移行に伴って、130人になる予定です。むつみ保育園は、認定こども園に移行することに伴って90人に定員を120人にする予定です。

会 長： ありがとうございます。よろしいでしょうか。

委 員： 続いて、変更になる今福保育所などの現在の保育所の入所の人数から、移行後、十分な人数の受け入れになっているのでしょうか。

事務局： 現在の入所人数で言いますと、河西保育所が33人、雑賀保育所が9人、今福保育所が27人となっています。愛徳幼稚園は203人の定員になっています。愛徳幼稚園は幼稚園から認定こども園への移行がありますので、雑賀保育所と今福保育所の児童を受け入れるということにしています。

委 員： 幼保連携型認定こども園へ移行しても名前は変わらずということですか。

事務局： 今のところは変わらないという予定なんですけど、こども園という名称はつけてもいいし、そのままでもいいというところです。

会 長： よろしいでしょうか。

委 員： 改正した保育所の保育士さんはどうなるのでしょうか？

事務局： 資料1の市立保育所の保育士については、他の公立の保育所に異動して引き続き仕事をしていただくことになっています。

事務局： それから資料2に関する私立保育所の廃止というのは、基本的に名前が変わるので、手続き上こども園への移行に伴う廃止という形になります。

会 長： 移行に伴う現在の保育所の廃止ということですね。

委 員： みなさん、受入人数について気にされていると思うので、資料については、現在の人数が今後どのようになるのかを説明していただいたほうがいいのではないのでしょうか。

委 員： 他の保育園はどのようになっているのでしょうか。

事務局： 民間の保育園については、それぞれの法人が決めていただいて、移行特例があるのは5年間ですので、平成27年から平成31年度末までに移行されるところは移行されるかと。基本的にはこの5年間に移行してきます。それ以後も移行するのは可能ですが、特例的なものがこの5年間となります。

委員： 私のところは保育所を民間でしているのですが、公立が廃園となって、民間が引き受けています。民間35園あります。来年も移行していきます。今仰ったように、一つの施策としては、確かにこども園に移行していく、平成31年度までに保育園をしているところはいつでもこども園に変われますよと仰っていただいている。今2年経過して中間地点です。これから3年目入ります。それから以後、保育所に入所する子供の数は減らないのです。よくテレビなどで待機児童を取り上げられますが、和歌山市も漏れなく、4月1日の時点では6人待機されていたのが、10月には200人になっている。これは、4月から子供が生まれていくので4月の時点では保育所に入れているのですが、10月までの間に子供もお生まれになって、お母さん方も職場復帰などで子供を預けたいと思われる。幼稚園に通う子は1号、保育園は2号3号です。今議論しているのは、こども園になるから良いよね、といっても全国的にこども園になっているのは20%です。20%しか保育園や幼稚園からこども園になっていない現状です。それはなぜか、1号の場合は、待機児童ではないが2号3号は待機児童になるわけで、今話題になっている「保育園落ちた」などネットであるのは、2号3号の保護者になります。市役所に対し、2号3号の親からのクレームが挙がっています。今の定員を現状維持又は増やすのであれば認可するという条件になってきます。保育所については今の定員を減らしたら認可しないとなっています。2号3号の定員の枠をもっと増やしてくださいというのが現状です。今5年の中間地点ですが、国は思ったよりもこども園の数が増えていない、というのは子ども・子育て会議でも取り上げられていますが、地方自治体もそれを望んでいないということではないでしょうか。子供の数が減っていくが、保育所の需要は一向に減らないというのが問題です。保育園としてもできるだけみなさん入所できるように民間も努力しているのですが、園への入所希望数は減っていないので、これからはお母さんが働ける環境を整えるようにするには、保育所に力を入れれないといけない。保育士がいないのです。和歌山も大学が少ないので、急に保育士は増やせない。和歌山も4年制大学もできるといことでどうなるかわかりませんが、今のところ和歌山では大学は一つだけです。そこで養成されて卒業されてこられるのは、年間100人です。保育所と幼稚園で100人ということになりますから、市内の保育所と幼稚園の数は、100ありますからそこで1人ずつ辞めても和歌山市だけでも和歌山県内の他の市町村の保育所などに保育士として働きに行く人がいなくなるということになります。和歌山は先生の数が少ないという状況です。大阪市では保育士などで働くと補助金などを給付するなどの施策があるので、財政が豊かな市などではどんどん先生がそこで働くことになってしまいます。保育士が足りないこと

もあるし、施策も考えていかないといけないということもあるので、みなさんに分かっていただければと思います。

会 長： 追加でご意見いただきましてありがとうございます。委員の中で情報共有していただきました。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

《意見なし》

会 長： ではその他の報告案件について、お願いします。まず、新規の病児保育事業事業者について、ご説明をお願いします。

事務局： 新規の病児保育事業事業者についてですが、これまで病児保育を行う事業者は、「月山チャイルドクリニック」の1か所のみでしたが、平成29年度から新たに「せせらぎクリニック」が病児保育事業を行う予定となっています。定員は6人です。

会 長： 病児保育事業について、ご報告をいただきましたが、これについていかがでしょうか。

委 員： これはどういう子供が対象になりますか。

事務局： インフルエンザ、感染症など通常保育所に預けに行くにあたって、熱やせきなどがあって通常の保育所には通えないが親が仕事に行かなければならないとき、子供を預けるすべがなくなるので、医師がいるところに預けられるようにしています。病状的には入院などは必要ない症状の子供を預けるという感じです。

委 員： 私も、里親会で和歌山市長と契約して子供を預かったことがあります。その事業は今はないですが、乳児院でいた子供が病気になって乳児院ではいられないので里親会で預かったことがあります。それと同じですか。

事務局： それとは違います。今はないですね。

委 員： 病児保育をする事業者が少なく受入も少なく、希望される方は多いと思いますが、公共事業を立ち上げるハードルは高いと思います。またそれに対する補助はあるのでしょうか。

事務局： 補助金はあります。看護師と保育士が必要であるという事と、子供の病気のことなので、利用者が季節的に偏ってしまうということがあります。保育士を確保しようとする、年間を通じて確保する必要があり、看護師も専従の看護師を雇う必要があります。感染症の子供に関しては隔離しておく部屋が必要になります。その辺のハードルはあります。今まではなかなか取り組まれていなかったのが新たな補助制度のメニューはできています。この時期インフルエンザの時期には、満室になってしまい預かれずにいたものをせせらぎクリニックが今回やっていただくことになりました。

委員： 認可などの手続きはいろいろ必要ですか。

事務局： 間取りなどは確認しています。

委員： これは補助金を出していかないといけないと思います。というのは、病児保育ですからその時の感染症の子供は多いわけで、同一病気なら預かれる、でも、インフルエンザなどはA型もB型もあります。A型の子供ばかりならいいが、そこにB型の子供が預かれるかという預かれなくなる。スペースの問題、場所の問題と人の問題が生じてきます。それを年間で考えると費用はかなりかかります。インフルエンザの子供を受け入れてそこにノロにかかった子供がいたら入れることはないわけで、体力が弱っている中で他の感染症の子供と一緒になれるわけがないと思います。だから本当は1人ずつ保育できるようにすべきで、それをできる病院にお願いしたいとなると、補助は必要になってきます。症状によって受け入れられたりできなかったりでは。その辺を補助しないと難しい。症例によって受け入れられる場合と受け入れられない場合があつては。せつかく事業を行うのであれば補助金を出すなどしてほしい。毎日、365日病児を受け入れるとは限らないが、そういうときのために体制を整えるべきではないかなと思います。お母さん方からの要望もあるかと思いますが、よろしくお願いします。

会長： ありがとうございます。

委員： 小児科だけのメールがありますが、月山先生が初め大変苦勞されていましたが、それをメールで拝見しました。先生がおっしゃるように子供の症状がそれぞれ違います。病気の種類が違えば隔離も必要になってきます。小児科学会でも発表されていましたが、非常に苦勞されていらつしゃいました。

会 長： 気になりましたのが、通常インフルエンザの感染症などにかかった場合、集団生活をさせないということで、保育所等に通うことはできないということになります。親は仕事に行かないといけないのでそのような場所が必要という事でこの事業があると思うのですが、一方で病児というのは慢性疾患などの難病で医療ケアが必要な場合、通常の保育所での医療的ケアの対応が難しいということは対象にならないのかということで、「定員」の意味が分かりにくいのですが。

事務局： 慢性的な病気の対応は病児保育では行いません。一時的で短期の対応を行うとしています。慢性的な病気の部分については別の機関を探していただくということになっています。

会 長： わかりました。今質問させていただいたのは、別の会議で障害児福祉法の改正の中に病児保育事業がありましたので、障害認定を受けた慢性疾患等の子供には含まれているのかと思ったもので。ありがとうございます。この件で他にありますか。

委 員： 子供の病気というのは急に発症します。朝お父さんお母さんが仕事に行こうと用意をしています。急に仕事は休めない。子供を預かってもらうために月山先生のところに予約しないで、保育をお願いできますか。

事務局： そうですね、状況によります。まず、月山先生に診断していただきそこで空きがあれば、当日でも預かっていただけます。前もって分かっている場合は、予約をしていただいてということになります。

委 員： 予約できればいいのですが、子供の病気は急です。特に病院の休みの時には発症するので。お母さんから聞かれたことがあります。定員オーバーの時は受け入れていただけないのですね。

事務局： それは難しいのです。なので、これまで月山チャイルドクリニックでお断りした件数を統計とっていただいて、和歌山市では1か所では足りないということで、2か所目がどこかないか検討していました。この度、せせらぎクリニックさんが事業をしていただけることになりました。

会 長： よろしいでしょうか。

《意見なし》

会 長： では、次ですが、病児保育及び病後児保育の対象児童の拡充について、事務局から説明をお願いします。

事務局： これまで病児、病後児保育事業の対象児童を小学校3年生までとじていました。来年度から病児保育事業を実施するための施設が増設される予定であることに伴い、その対象を小学校に就学している児童を拡大することから、病後児保育事業の対象者の範囲については病児保育事業と同じくする予定としています。

会 長： ありがとうございます。これは上限が小学校6年生までに拡大されたのですね。下限はありましたか。

事務局： 月山チャイルドクリニックでは、生後6か月から受入可能です。

会 長： はい、では、これについてご質問いかがですか。

委 員： これは4月からですか。

事務局： はい、4月からです。

委 員： 和歌山市特有のものですか。

事務局： 国では、26年度末までは小学校3年生までということでしたが、新制度に変わって、平成27年度から小学校6年生まで延長になりました。全国的には拡大されていましたが、和歌山市では病児保育が1か所だけということでも預かれる器が少なかったため、低年齢を受け入れることを優先的に考えていました。この度2か所の受け入れとなることに伴い、小学校6年生まで受け入れられるのではないかということになりました。

委 員： それから月山チャイルドクリニックでは受入人数は何人ですか。

事務局： 6人です。

会 長： よろしいでしょうか。

《意見なし》

会 長： では企業主導型保育事業における地域枠についての説明をお願いします。

事務局： 内閣府が主導する企業主導型保育事業の助成決定が始まっていまして、本市においてもすでに助成決定を受けた事業者があります。企業主導型保育事業では、主に事業者の従業員の児童が対象に保育するものですが、従業員の児童以外の児童についても地域枠として定員を設定し保育することができます。現在、助成決定を受けている施設で地域枠を設定する予定のところは、和歌山ナーサリースクールがあります。助成決定を受けている施設については、島精機、奏保育園、紀三福社会保育園、和歌山ナーサリースクール、エスポワール保育所の5か所が決定しています。

会 長： ではこの件について、ご意見をお願いします。

委 員： まず定員は何人になっていますか。

事務局： 島精機は35人、奏保育園20人、紀三福社会保育園は12人、和歌山ナーサリースクール12人でここは地域枠がございまして6人、エスポワール保育所は28人です。

委 員： これについてですが、我々保育会では反対する人もいます。一つは規制のかかった子ども・子育て会議など保育所の適正な数や子どもの数など、決めているのに、内閣府の別予算でしている。保育所の認可も無認可になっていますよね。一方で無認可でして、届出だけして地域枠といっても地域の子供が行くから地域枠であって、福利厚生でその事業者が実施するのならいいが、少なくとも地域枠があるということは、一つの地域の子供が行けるようになったら行くわけで。でもその親やその施設が無認可であることを分かっているのではないのでしょうか。その点を無認可であることをきちんとしておいていただかないと。一番の問題はこれについて全く認可がないので、我々の中にはある最低基準の適用などないのではないですか。

事務局： それについては、基準はあります。認可外についても認可外の基準はございます。

委員： それは消防法による基準だけで、園庭や保育室の広さなど子供にとっての最低条件などはないはずです。こちらはあるんですか。ないと思います。認可の基準と同水準が求められていないと思います。だから、必ず認可のところと無認可のところは何か違うと我々は理解しています。でも、親はそうは思わない。当然内閣府が決めてやっていることなので、許可をもらってやっているということで認可であると思われると思う。市役所ではこの施設は無認可である。これは受け皿がないからこの事業をしたのか、あるいは審議会なども通らずそのままいいのでしょうか。チェックがない。認可の施設ではいろいろな点で監査があつて縛られていて、もう一方では届出だけで緩やかな形でして公費をもらって無認可である。そんなことで子供が幸せなのか。事故などが起こった時に騒ぐことになる。無認可のところでの死亡事故は多い。認可のところの死亡事故は少ない。それは認可の施設は、子供の安心安全のためにルールをつくりチェックしているからです。チェックもなしで子供の安心安全はどうなるのか、小学校への連携はどうするのか。指針などいろいろな中身について一般の地域枠の基準を当てはめていくことで、親も安心して子供を預けられるのではないだろうか。

委員： 地域枠とはどういう基準になっていますか。地域の広さとかありますか。

事務局： 定員の50%までということになりますが、地域の広さで決めているというわけではありません。社員以外の子供を預かることが可能になります。

委員： 責任の所在はどうなるのでしょうか。例えば、もし事故があつた場合は、市も訴えられるのでしょうか。市は関係ないのでしょうか。その辺のところをきちんと安心安全をしていない中で進めていくのはどうなのでしょう。

事務局： 市は措置をするということは考えていないので、通常保育所等へ入所したいなどであれば市役所に来ていただく、又は認定こども園の場合は、直接認定こども園に申込みをしてもらいますが、その中で第4希望まで書いていただいていますので、利用調整をしています。それでもどうしても入らない待機児童になるような方に対しては、これらの施設を案内することがあるかもしれませんが、市側で積極的に案内することではありません。

委員： 積極的に案内するしないは関係なく、子供の安心安全のことは考えているのですか。仮に事故があつたとすると、市役所に紹介されたとかの話は言った言わないの話になる。無認可は無認可の扱いでしかないのだから、この事業を進

めるのであれば、その辺をきちんとしておかないといけないのではないのでしょうか。無認可の施設に通う子供たちの数は数えられないと思います。この子供たちの数が増えていったらどうなるのでしょうか。今受け入れている企業もどうなるかわからない。企業内保育所が悪いと言っているわけではないのです。基準をきちんと定めないと、チェックする機関がない中でいいのでしょうか。これまでは事前に審議会で審議して、それがいいかどうかの意見を聞いてチェックしています。いくつかのチェック機関があります。今回の企業主導型保育事業については、事後の報告になっている。行政が関与する以上、チェックする必要があるのではないのでしょうか。実際、同じ扱いをするのであれば、基準を設けるべきではないのでしょうか。もしふさわしくないとすれば整備してください、というべきではないのでしょうか。無認可なので市は関係ないというのであればいいが、企業主導型の保育所を市が紹介することもあるのであるというのは、問題になってくるのではないのでしょうか。紹介するとなったら、少なくとも市側にも責任が出てくると思います。企業が勝手にしている分にはいいけれど、一般の枠がある場合は、きちんとしておかないといけないのでは。責任の所在がはっきりしない。今回も報告だけではなく、和歌山市としてのセーフティに関する考えを持っておいてほしい。市民の方はその辺のところはわからないところが多いので。間違った印象をもたれてしまっては。

事務局： 認可保育所ではないということは、案内をする場合においても、その旨説明はしますが、今回の企業主導型保育事業は平成28年度から始まっていますが、市町村の関与がないというところから始まっていますので、委員がおっしゃられたように事後の報告になります。市から届出を受けた部分を認可していない保育所として受け付け、年に1回、保育施設として適切か監査を行うことになっています。

会長： ここで少し情報の整理をさせていただきたいと思います。この事業は、内閣府主導ということですが、保育事業になりますので、厚労省の管轄事業ということもあるのでしょうか。

事務局： いえ、内閣府直轄となります。

会長： 厚労省の管轄ではないということですね。では、地域枠というのは和歌山市の地域ということでしょうか。

事務局： 限定はないです。例えば、和歌山市と岩出市の境界にある事業者であれば、

どちらの子供も預かることができますし、和歌山市にある法人だから和歌山市の子供を預からないといけないということもありません。

会 長： 内閣府の管轄という事はわかったのですが、行政の管轄というのは今回市の保育所を管轄する課ということになりますか。

事務局： 認可外の保育施設も届出を受け付けるのが、保育こども園課が担当課となりますので、書類の受付を行います。

会 長： 行政上の取扱については、市内にある保育施設で無認可であるという事になるということですね。申込等は、市を介してするのですか。

事務局： いえ、直接保育施設に対して申込んでいただきます。

会 長： 入園者の把握というのは市でされますか。

事務局： その予定はないです。通常の認可の保育所であれば、施設型給付費として市から各保育所に対して、保育の費用を給付しますが、今回の企業主導型の場合は、国から直接施設に振り込まれますので、和歌山市がどれだけの子供を預かっているというのは、監査の時に把握するのが実情になります。

会 長： では助成金というのは、内閣府から直接助成がなされるということですね。市からの持ち出しはないという事ですね。

事務局： はい。そうなります。

会 長： では行政管轄の中であいまいな所があるということですね。その点に問題があるのではないかということのご指摘があったかと思います。今話を伺っていてもその辺が分かりにくいですね。それから、事業の特色として企業内の保育所ではあるが、半数までが地域枠を設けられるということですので、例えば28人の定員の場合28人の内14人が地域枠を設けられるということになるという事ですね。

事務局： 企業主導型保育事業については、内閣府が主導で進められていますが、どんな認定をしているのか、今後認可したところに対し進捗を確認しているか、本市でも国に確認しながらみていきたい。また、本市に対しても届出をしていた

だくのですから、その中での責任もありますので、監査もありますし、国と連携を取りながら市がどんな立場でどんな指導をしていったらいいか、協議していきたい。委員が心配されているところを解消していきたいと考えています。

委員： 認可のところであれば、正しくしなければ給付金を払わないと言える、その権限があるが、無認可のところは運営費などのお金のことは市は関係なく、運営費は国からもらっているから、市が指導したところで直さないということが起きる。これまで厳しくしていたというのは、子供の安全はそれくらいまでしないと保たれないということでしたと思う。今回の場合は、何の手続きもしない、勝手にしているというのはどうかと思う。一度整理をしないといけないと思う。子供の安心安全を第一に考えてやってもらいたい。

会長： ありがとうございます。

事務局： 国の関わりなども確認していきたいと思います。

会長： この件で他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

《意見なし》

## 6 閉会